

6. 生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は長野県飯田風越高等学校生徒会という。

第2条 本会は会員の自治活動により、学校生活の充実をはかることを目的とする。

第3条 本会は長野県飯田風越高等学校に在籍する全生徒を会員とする。
本校職員は顧問として本会に協力する。

第2章 機 構

第4条 総会は本会最高の議決機関である。

1. (1) 年4回の定期総会を設ける。
(4月, 5月, 10月, 2月あたり)
- (2) 会長が必要と認めた場合, または会員の3分の1以上の要求がある場合, 会長が召集する。
2. この会議に附議する事項は次の通りである。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 予算および決算の承認
 - (3) その他代議員会において必要と認めた事項
 - (4) その他会長が認めた事項

3. この会議の議長は議長団があたる。

第5条 代議員会は本会の総会につぐ議決機関である。

1. 会長が必要と認めた場合、または代議員の3分の1以上の要求がある場合、会長が召集する。
2. この会議に附議する事項は次の通りである。
 - (1) 予算及び決算の審議
 - (2) 会則施行に関する諸規程の制定および変更
 - (3) 会計監査委員の選出
 - (4) 選挙計画の承認
 - (5) 役員、議長団、選挙管理委員、会計監査委員のリコールに関すること
 - (6) 予算に計上されていない支出の承認
 - (7) 諸行事の承認
 - (8) 上記のほか会長、代議員の提案事項（ホームルームの提案事項を含む）その他必要な事項
3.
 - (1) 代議員は各クラスから2名ずつ選出する。
 - (2) この会議の議事進行者は議長団があたる。

(3) 学校職員は代議員会に出席し、助言と指導を与える。

第6条 役員会は本会最高の執行機関である。

1. 本会役員をもって構成し、会長が必要と認めた場合、会長が召集する。
2. 役員会は本会の発展的活動に関して種々の立案を行い、代議員会に提案する。

第7条 体育委員会は各クラスより選出された1名ずつの委員により構成し、長が必要に応じて召集し、生徒会体育行事に関する仕事を行う。

第8条 文化委員会は各クラスより選出された1名ずつの委員により構成し、長が必要に応じて召集し、生徒会文化行事に関する仕事を行う。

第9条 風紀委員会は各クラス2名（男女各1名）、交通安全委員会は各クラス2名の委員により構成し、風紀委員会、交通安全委員会は各長が必要に応じて召集し、風紀委員会は、風紀、服装に関する仕事を行い、交通安全委員会は、交通安全に関する仕事を行う。

第10条 整美委員会は各クラス2名（男女各1名）の委員により構成し、長が必要に応じて召集し、整美に関する仕事を行う。

第11条 1. 放送委員会は各クラス2名の委員により構成する。

2. 放送委員会は長が必要に応じて召集し、放送に関する一切の仕事を行う。

第12条 文化祭実行委員会は各クラスより選出された1名ずつの委員により構成し、長が必要に応じて召集し、文化祭企画、運営に関する仕事を行う。

第13条 編集委員会は各クラス1名選出して構成される。

第14条 会計監査を、代議員会の所管としておく。監査委員は2年の各クラスルーム長の中から3名を選出する。会計および備品の監査を行う。

第15条 選挙管理委員会
選挙管理委員会は各クラス1名ずつの委員により構成する。選挙規程に基づき選挙に関する一切の事業を行う。

第16条 議長団
議長団は全校投票により選ばれた3名の議長で構成する。

第17条 クラブ審査委員は各部活より1名ずつ選出される。(部長、同好会長を除く)この会の主な任務は、部活および同好会の適格審査と、部室使用状況審査である。

第18条 1人の会員が2つ以上の委員(上記の各種委員、代議員など)を兼ねることはできない。(会計監査の3名のみ代議員を兼ねる)

第19条 ホームルームは本会運営の基本単位であり、すべての必要事項の討議をすることができる。

第3章 議事規程

第20条 総会は、構成員の3分の2以上、代議員会、および委員会は構成クラスの3分の2以上の出席をもって成立し、会議の議事は出席人数の過半数により可決される。賛否同数の場合は、議長に決定権をおく。

第21条 1. 総会は、年4回の定期総会のほか、会長が必要と認めた場合に於いて、第1条の構成員をもって開催される。

但し、会員が総会開催を求める場合は、開催理由と会員の3分の1以上の署名をもって、役員会に設置された特別委員会に提出しなければならない。

2. 前記の委員は、署名提出日より3日以内にこれを調査し、会長に文書で報告する。

3. 特別委員会が会員の3分の1以上の署名を有効と認めた場合は、会長は文書提出日より2日以内に総会を開催しなければならない。

第22条 議案・議題

1. 総会、代議員会の議案は、会長が役員会を代表して提出する。委員会に

於いては、委員長が提出する。

2. 代議員会に於いて、代議員の提案する議題は、出席人数の過半数の支持があれば、これを議題にとりあげることができる。
3. 委員会に於いて、ホームルームから提出される議題は、委員が委員長に提出することができる。
4. 総会、代議員会、および委員会に於いて、構成員の有する権利は、初案権、廃案権、傍聴権、動議権がある。
5. 動議権には、緊急動議として、動議を進行する権利と停止する権利があり、緊急動議は構成員によって発議され、他の構成員の支持を以って成立する。また、他の動議として事前にわかるものは、先に議長に提出されたものを取りあげる。

第23条 役員会の議案は代議員会に提出し、その後、委員会およびホームルームにおろされる。

第24条 議事進行者

1. 議事進行者は、次の者が当たる。
 - (1) 総会、代議員会は、会則第4・5条による。
 - (2) 役員会は、会長、副会長が議事の進行を務める。

(3) 委員会は、委員長、副委員長が議事の進行を務める。

2. 議事進行者は、議事の延期、停止をはかることができる。

第25条 書記

委員会に於いての議事録は副委員長がとり、総会、代議員会、役員会に於いては書記がとる。なお、議事録は必要に応じて発表する。

第4章 役員

第26条 本会に次の役員をおく。

会長1名、副会長(男女各1名)、議長3名、書記3名、会計2名。

第27条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は本会を代表し、会務全般を統轄処理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある場合は代行する。
3. (1) 書記は本会に関する一切の記録とその整理保管の任にあたる。
(2) 会計は会計規程に基づき一切の会計を処理する。

第28条 1. 役員の仕事は10月から9月までの1年とする。

2. 役員は、全校選挙で決定する。

第5章 クラブ審査委員会、 部活動・同好会

第29条 クラブ審査委員会

クラブ審査委員会は、クラブ活動の充実を計るために設けられ、審査会長によって召集される。部活動・同好会の設置、廃止、部室の使用状況その他の関連諸問題について、諸規程（会則第30・31条、クラブ審査規程、部室使用規程）に基づいて調査審議し執行する。

第30条 部活動

本会は文化部、運動部を設ける。各部活動は必要に応じて会を開催する。

1. 各部活動は長1名と、運動系は原則2名、文化系は原則1名の顧問を置き、その他の係は各部活動の任意とする。
2. 各部活動はクラブ審査委員会の指示により部室が与えられる。
3. 部活動の成立

原則として活動に最低限必要な人数を擁し、かつ、交友生活にふさわしい活動内容、堅実で継続的な活動状況が1年以上続く、適当な施設・設備及び指導者が得られるという条件に合致し、運動系では週3日以上、文化系では週1日以上 of 定期的な活動のある同好会は、クラブ審査委員会に部活成立願いを提出することが

できる。クラブ審査委員会が調査審議し、成立可能と認めた場合、生徒総会で決定する。

4. 改善の勧告

(1) 活動勧告

文化部、運動部共、活動が部活動として充実しておらず、ふさわしくない内容であるとき、または1週間で文化系であれば1日以上、運動系であれば3日以上活動を行っていないとき、クラブ審査委員会はその部活に対して、活動について改善を勧告する。

(2) 人数勧告

活動に最低限必要な人数を欠いた状態であるとき、クラブ審査委員会はその部活動に対して、人数について改善を勧告する。

5. 部活動の廃止

(1) 活動不調による廃止

上記4の(1)の該当部活動が勧告から3ヶ月後の段階で改善が認められなかったとき、クラブ審査委員会は、これを廃止することができる。

(2) 人数減少による廃止

各部活動が部活動結成1ヶ月後の段階で規定の人数に達しなかった場合、クラブ審査委員会は、勧

告後からの活動を調査審議した後、継続不可能と認めた場合、これを廃止することができる。

(3) 廃止決定日から5日以内に部室を開放し、その他設備、一備品その他生徒会に帰属する物品をすべて返納する。

6. 部活動への入退部は個人の自由意志によるが、全校生徒や該当部活へ大きな影響となるので、十分な責任行動と所定の手続きをとることにする。尚、活動に支障がなければ複数のクラブ活動に加入してもかまわない。

第31条 同好会

本会は文化系同好会、運動系同好会を設ける。各同好会は必要に応じて会を開催する。

1. 各同好会は長1名と、運動系、文化系ともに原則1名の顧問を置き、その他の係は各同好会の任意とする。

2. 各同好会は、クラブ審査委員会の指示により、部室に余りのあるとき、部室を得ることができる。

3. 同好会の成立

5名以上の会員を擁するものを対象とする。校友生活にふさわしい活動内容、堅実で継続的な活動状況が1年以上続く、適当な施設・設備および

指導者が得られるという条件に値する場合、クラブ審査委員会に同好会成立願いを提出することができる。クラブ審査委員会が審議し、成立可能と認めた場合、代議員会で決定する。

4. 改善の勧告

(1) 活動勧告

文化系・運動系同好会共、活動が同好会として充実しておらず、ふさわしくない内容であるとき、クラブ審査委員会は、その同好会に対して、活動について改善を勧告する。

(2) 人数勧告

活動に最低限必要な人数を欠いた状態であるとき、クラブ審査委員会は、その同好会に対して、人数について改善を勧告する。

5. 同好会の廃止

(1) 活動不調による廃止

上記4の(1)の該当同好会が、勧告から3ヶ月後の段階で勧告後の改善が認められなかったとき、クラブ審査委員会はこれを廃止することができる。

(2) 人数減少による廃止

各同好会が、同好会結成5日後の段階で規定の人数に達しなかった場合、クラブ審査委員会は、勧告

後からの活動を調査審議した後、
継続不可能と認めた場合、これを
廃止することができる。

(3) 廃止決定日から5日以内に部
室を開放する。

第32条 顧問

1. 各部活動、各同好会共、顧問は本
校職員があたる。
2. 各顧問は担当部門について、会則
第30・31条及び部室使用規程にか
かわるすべての助言と指導にあたる。

第6章 会 費

第33条 本会員は生徒会費を納入する。

第34条 本会の運営費は生徒会費その他の収
入をもってあたる。

第35条 本会の会計年度は、4月1日に始ま
り翌年3月31日に終わる。

第7章 保 留 権

第36条 校長は責任者の立場から、本会すべ
ての決議に対して保留権をもつ。

第8章 附 則

第37条 会則施行に関する必要な細則（諸規
程）は別に定める。

第38条 この会則の変更は総会で議決された日から効力を発する。

第39条 会員の権利及び義務

1. 生徒総会及び関係する委員会への出席, その他生徒会活動への参加。
2. 会員は次の権利を有する。選挙権, 被選挙権, 発案権, リコール権, 傍聴権。(但し, 役員会は, その承認を得る。)
3. 会員は会費納入の義務を有する。

【生徒会組織図】

